

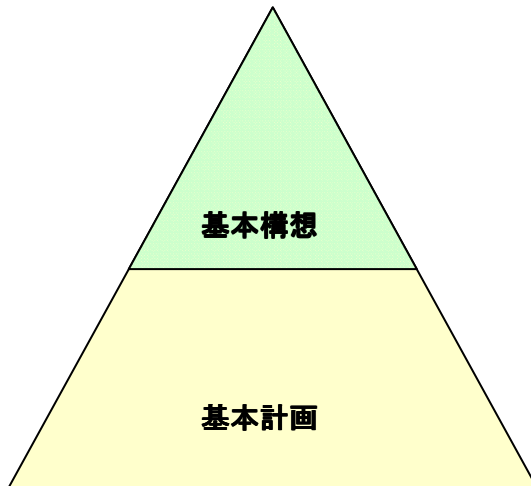
大分市総合計画（原案）の概要

大分市 企画部企画課

大分市総合計画の概要

1 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」によって構成されています。



【基本構想】

基本構想は、本市のまちづくりの最も基本的な指針として、これからめざす大分市の姿と、その実現のための市政の方針を明らかにしたものです。

【基本計画】

基本計画は、基本構想を実現するための施策の方向を体系的に示すものです。

2 計画の期間と目的

基本構想

期間…2024（平成36）年を目標年次とする9年間

目的…基本構想は、これから本市がめざすまちの姿（都市像）と、それを実現するために行う必要がある対策（基本的な政策）を定めるものです。基本構想においては、これまで本市が先人から受け継いできた都市の個性や特性を守り育てるとともに、市民の幸せな暮らしの実現に向け、市民主体のまちづくりを行うために、これから本市が担っていかなければならない地位と果たすべき役割を考慮しながら、新しい時代の総合的かつ計画的な行政運営の指針を定め、新たな目標と発展の方向性を明らかにすることとします。

基本計画

期間…2019（平成31）年を目標年次とする4年間

目的…基本計画は、基本構想で定める基本的な政策と具体的な各種施策の関係を体系的に示すとともに、個別の施策項目の内容を明らかにすることにより、すべての市民の共通認識に基づいたまちづくりを進めるための基本指針として定めるものです。

大分市総合計画 概念図

基本構想

今、大分市は
このようなまちです。

- 大分市の特性
- 本市を取り巻く社会情勢と課題
- 構想の前提となる都市の枠組み

これからの、大分市は
このようなまちをめざします。

- めざすまちの姿（都市像）

そのために、
このようなことをおこないます。

- 基本的な政策
【市民福祉の向上、教育・文化の振興、防災安全の確保、産業の振興、都市基盤の形成、環境の保全】

基本計画

基本構想で定めためざすまちの姿（都市像）を実現するために・・・

このような条件のもとで、計画を策定します。

- 基本計画の要件
- まちづくりに関する市民の意識

具体的にはこのようなことを実行します。

- 基本的な政策の体系

各論

施策の推進にあたってはこのようなことに留意します。

- 計画推進の基本姿勢

基本構想

大分市の特性

人口等

総人口 474,094人（H22）年国勢調査確定値）→ 将来人口（H36）おおむね48万人

※参考 478,931人（H27.9月末住民基本台帳登録人口）

自然特性

九州でも有数の広い市域（502.39km² 九州274市町村中18位 H26.10.1現在）

海、山、川の全てがそろい、自然と都市が共存する優れた都市環境

歴史特性

縄文時代から現代まで、瀬戸内ルートを主幹にした「海の道」を媒介にした東九州の要地

古代・豊後国府以来、現代まで1300年にわたって県都の役割

旧市町村ごとの地区拠点を中心に地域を形成

新産業都市として、重化学工業を中心に発展、近年ではIT関連の企業進出など、様々な産業が集積交通網の発達とも相まって、東九州における拠点都市として発展を続けている。

本市を取り巻く社会情勢と課題

少子化の進行と人口減少社会の到来

超高齢社会の到来

地域コミュニティの活性化

安全・安心への関心の高まり

高度情報化社会の進展

地球環境保全に対する取組の深化

地方分権改革の進展

行財政改革への要請

多様な主体との連携の推進

グローバル化の進展

本市の担うべき地位と果たすべき役割

○政治、経済のみならず、様々な都市機能が集積した拠点都市として主導的な役割を担う。

○従来からの海上交通の拠点性と合わせ、近年の陸上交通の発達により、九州各都市と関西・四国地方を結ぶ交通結節点としての役割がさらに高まっている。

○県都として、さらに、アジア太平洋地域の中で拠点性を発揮できる都市として先導的な役割を果たしていく必要がある。

めざすまちの姿（都市像）

【未来へのキーワード】

「はぐくむ」 ～市民一人ひとりの夢が実現できるまち～

「つながる」 ～安全・安心な暮らしを実感できるまち～

「つくる」 ～個性と魅力あふれる創造性豊かなまち～

「ひろがる」 ～九州の拠点となるまち～

大分市は、市民が夢の実現に向かって育ち、人のつながり、地域のつながりを大切にし、豊かな創造性あふれるまち、そして、地域間交流の拠点としての活力とにぎわいのあるまちをめざします。

基本的な政策

1 健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり（市民福祉の向上）

市民一人ひとりが、人権を尊重し、互いに認め合い、だれもが住み慣れた地域で生きがいを持って、健やかでいきいきと安心して暮らしていける地域社会をつくります。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、社会全体で子どもの健やかな成長を支えるまちづくりを進めます。

2 豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむまちづくり（教育・文化の振興）

未来を担う子どもたちの、個性や創造性を伸ばすことによって一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会をたくましく生きる力をはぐくみます。

また、生涯にわたって主体的に学び、文化・芸術やスポーツに親しむなど、だれもが自分らしさを発揮しながら、ふるさとに誇りの持てるまちづくりを進めます。

3 安全・安心を身近に実感できるまちづくり（防災安全の確保）

地震や津波、台風などの自然災害はもとより、テロや武力攻撃事態、さらには交通事故や犯罪など、日常生活を脅かすあらゆる危機事象を想定し、市民、地域、行政及び関係機関がそれぞれの役割分担（自助・共助・公助）のもとに連携・協働して、被害を未然に防止し、または最小限に抑えることができるよう対策を着実に推進し、安全・安心を身近に実感できるまちづくりを進めます。

4 にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり（産業の振興）

経済を活性化し、企業の経営基盤の強化、農林水産物や工業製品をはじめとする製品の供給体制の充実など、地域の発展を支える各種産業の機能強化を図ります。

また、関係機関との連携を強化し、住む人や訪れる人たちにとっての新たな魅力を創出することでにぎわいと活力に満ちた豊かなまちづくりを進めます。

5 将来にわたって持続可能な魅力あふれるまちづくり（都市基盤の形成）

うるおいや美しさ、豊かさなどで満たされるバランスのとれた都市の創造を目指して、各地域の現況や特性を生かした生活サービス機能の充実と集約により、コンパクトで暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、総合的な交通ネットワークの形成や居住環境の質的向上、情報通信基盤の整備などにより、日常生活での快適性・利便性を追求するとともに、ライフラインの安定的確保など市民を守る都市を形成し、将来にわたり持続可能な魅力あるまちづくりを進めます。

6 自然と共生する潤い豊かなまちづくり（環境の保全）

清潔で安全に暮らせる快適な生活環境を構築するため、市民、事業者、行政が連携して、環境に優しい循環型社会を形成するとともに、地球的規模の環境問題に取り組みます。

また、豊かな自然を守りながら、魅力あふれる環境を次世代に引き継ぐため、生物や自然に対する理解を深め、人と自然が共生する潤い豊かな都市を目指します。

基本計画

基本的な政策の体系

1 健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり

(市民福祉の向上)

社会福祉の充実

- 地域福祉の推進
- 子ども・子育て支援の充実
- 高齢者福祉の充実
- 障がい者（児）福祉の充実
- 社会保障制度の充実

健康の増進と医療体制の充実

- 健康づくりの推進
- 地域医療体制の充実

人権尊重社会の形成

- 人権教育・啓発及び同和対策の推進
- 男女共同参画社会の実現

地域コミュニティの活性化

健全な消費生活の実現

2 豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむまちづくり

(教育・文化の振興)

豊かな人間性の創造

- 生きる力をはぐくむ学校教育の充実
- 子どもたちの学びを支える教育環境の充実
- 社会教育の推進と生涯学習の振興

個性豊かな文化・芸術の創造と発信

スポーツの振興

国際化の推進

3 安全・安心を身近に実感できるまちづくり（防災安全の確保）

防災力の向上

- 防災・危機管理体制の確立
- 治山・治水対策の充実

安全・安心な暮らしの確保

- 消防・救急体制の充実
- 交通安全対策の推進
- 防犯体制の強化

4 にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり（産業の振興）

特性を生かした生産業の展開

- 工業の振興
- 農業の振興
- 林業の振興
- 水産業の振興

活気ある流通・サービス業の展開

- 商業・サービス業の振興
- 流通拠点の充実

安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実

魅力ある観光の振興

5 将来にわたって持続可能な魅力あふれるまちづくり

(都市基盤の形成)

快適な都市構造の形成と機能の充実

- 計画的な市街地の形成
- 交通体系の確立
- 地域情報化の推進

安定した生活基盤の形成

- 水道の整備
- 下水道の整備
- 安全で快適な住宅の整備
- 公園・緑地の保全と活用

6 自然と共生する潤い豊かなまちづくり（環境の保全）

豊かな自然の保全と緑の創造

快適な生活環境の確立

- 廃棄物の適正処理
- 清潔で安全な生活環境の確立
- 公害の未然防止と環境保全
- 地球環境問題への取組

計画推進の

基本姿勢

市民主体のまちづくり

少子高齢化が進展する地域社会の持続性を高めていくために、地域の実情を把握し、市民活動や自治会等による地域コミュニティ活動を市民とともに推進していくことにより、地域の活力と魅力を最大限に引き出す市民主体のまちづくりを進めていきます。

市民ニーズに対応した多様な連携

住民の生活様式が多様化し、行動領域も拡大するなか、さまざまな課題や行政ニーズに的確に対応するため、県や周辺自治体、大学等の多様な団体等と連携を図るとともに、相互の特徴を生かしてそれぞれの資源を有効に活用し、これまで以上に充実した行政サービスを効率的・効果的に提供していきます。

計画に基づく政策・施策の推進

さまざまな課題や市民ニーズの的確な把握に努めながら、この基本計画に掲げられた諸施策や、関連する各種計画を着実に推進します。

また、総合計画の進行管理を的確に行い、効果のある事業を選択し、集中的に投資をしていくことにより成果の向上を目指すとともに、その成果や進捗よく状況を市民に分かりやすく説明していきます。

個性を生かした自立したまちづくり

地方分権改革の進展に伴って、これまで以上に主体性を発揮するまちづくりが地方自治体には求められています。そのため、各地域の実情に応じてその特性を生かすことにより、大分市全体として個性的で活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進していきます。

行政改革の推進・計画的な財政運営

今後、財政状況はさらに厳しさを増していくことが予想されるなか、これまで以上に限られた経営資源で最大の効果を生み出す自治体経営が求められるため、「選択と集中」の考えのもと、継続的な行政改革の推進と計画的な財政運営に努めるとともに、民間活力の活用など徹底した行政コストの縮減や既存ストックの有効活用を図るなど、持続可能な行政サービスを実現していきます。

地方創生の推進

わが国の人口は、2008（平成20）年をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によれば、2026（平成38）年には1億2,000万人を割り込み、2048（平成60）年には1億人を下回ると推計されています。

本市においても、今後人口減少社会が到来することが予想されており、本市が活力を失わず、市民が真に豊かさを実感できる、自律的で持続可能なまちづくりを推進するため、「大分市総合戦略」を策定し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」が活力を持続することができるよう、幅広い分野で実効性のある対策に取り組んでいきます。

◎各論の施策

第1部 健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり（市民福祉の向上）

第1章 社会福祉の充実

第1節 地域福祉の推進

【基本方針】

市民一人ひとりが、障がいの有無や年齢等にかかわらず、だれもが住み慣れた地域で個性を生かし、お互いが支え合い助け合うことにより、安心してともに生活を送ることができる、みんなが主役の地域社会づくりを進めます。

【主な取組】

小地域での福祉のネットワークづくり
地域福祉の担い手づくり
地域福祉推進体制の整備

第2節 子ども・子育て支援の充実

【基本方針】

良質で適切な教育・保育・子育て支援の総合的な提供を図るとともに、保護者自身の親としての成長を支援します。さらに、地域や社会全体で子どもの育ちや子育てを支える環境を整えることで、全ての子どもが健やかに育つことができるまちづくりを推進します。

【主な取組】

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実
乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実
乳幼児期における教育・保育の提供
子どもと家庭へのきめ細かな支援
子どもと子育てを支える社会づくり
仕事と子育ての両立支援

第3節 高齢者福祉の充実

【基本方針】

高齢者がその有する能力に応じ主体性を持って、住み慣れた地域社会で、健康寿命（お達者年齢）の延伸に向け、心身の健康を維持し、明るく安心して生きがいのある生活を送れる社会の実現を目指します。

【主な取組】

高齢者の福祉と保健を支える社会的基礎の確立
地域生活支援体制の整備
高齢者が生きがいを持って元気に暮らすための支援
介護予防対策の推進
認知症高齢者支援対策の推進
地域包括ケアシステムの推進
介護サービス基盤の整備
介護保険事業の円滑な推進

第4節 障がい者（児）福祉の充実

【基本方針】

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加し、社会の一員として責任を分かち合うとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる社会の構築を目指し、個々の障がいに応じた適切な施策を推進します。

【主な取組】

広報・啓発の推進
保健・医療体制の充実
教育の充実
雇用・就労の促進
地域生活への移行の促進
社会参加の促進

第5節 社会保障制度の充実

【基本方針】

国民健康保険制度・高齢者医療制度・国民年金制度の周知と健全な運営に努めるとともに、市民が安心して生活を送れるようにそれぞれの制度が、将来にわたり改善・充実されるよう、国や県に働き掛けていきます。

また、低所得者の生活の安定と自立を支援するため、生活相談や生活指導などの充実にも努めます。

【主な取組】

国民健康保険制度の充実
高齢者医療制度の推進
国民年金制度の推進
低所得者福祉の充実

第2章 健康の増進と医療体制の充実

第1節 健康づくりの推進

【基本方針】

全ての市民が、その生涯を通じて健康で快適な生活を送れるよう、保健、医療、福祉及び教育等との連携を深めながら一貫した保健サービスを総合的に展開するとともに、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図り、市民の身近な地域での健康づくりを推進します。

【主な取組】

健康寿命(到達者年齢)の延伸に向けた支援
健康づくり活動への支援
地域に密着した活動の強化
こころの健康づくり
健康診査体制の充実
感染症予防のための啓発・情報提供

第2節 地域医療体制の充実

【基本方針】

市民一人ひとりが適した医療を受け、その生命や健康を守ることができるよう安心して安定した地域医療体制の確立を目指します。

【主な取組】

地域医療体制の整備
在宅医療体制の整備
救急医療体制の充実
災害時医療救護体制の拡充
健康危機管理体制の強化
感染症のまん延防止対策の充実

第3章 人権尊重社会の形成

第1節 人権教育・啓発及び同和対策の推進

【基本方針】

人権尊重社会の形成に向け、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、ともに生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指し、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者、その他さまざまな人権問題の解決に向けた計画的かつ効果的な施策の推進を図ります。

【主な取組】

あらゆる場での人権教育と啓発の推進
効果的な人権教育と啓発の推進
分野別課題への対応

第2節 男女共同参画社会の実現

【基本方針】

男女共同参画社会の実現を目指し、男女が互いに一人の人間として認め合う社会づくりを基本に、男女平等や女性の自立と社会参画を推進する総合的な施策の展開を図ります。

【主な取組】

男女共同参画社会に向けた意識づくり
だれもが暮らしやすい環境づくり
推進事業の充実

第4章 地域コミュニティの活性化

【基本方針】

市民総参加と協働のもと、市民と行政との信頼関係をより高めながら、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティの活性化を図り、市民一人ひとりが健康で安心して誇りを持って暮らせる地域社会の構築を目指します。

【主な取組】

地域コミュニティ活動の促進
地域コミュニティ活動の場の整備
地域愛護意識の高揚

第5章 健全な消費生活の実現

【基本方針】

消費生活の安定と向上を図るため、消費者の権利の尊重と自立支援を基本に、事業者の適正な事業活動の確保を図るなか、消費者問題に対する市民への啓発と相談体制の充実等に努めるとともに、消費者団体の自主的活動を促進します。

【主な取組】

消費者教育・啓発の推進
適正な事業活動の確保
消費者団体活動の促進

第2部 豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむまちづくり（教育・文化の振興）

第1章 豊かな人間性の創造

第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

【基本方針】

幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進することにより、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成し、生きる力をはぐくむ教育を創造します。

【主な取組】

生きる力をはぐくむ教育活動の展開
学校の創意工夫による教育の充実
個に応じた教育活動の充実
幼児教育の充実

第2節 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

【基本方針】

子どもたちに質の高い学びの場を提供するため、家庭、地域及び関係機関との連携強化を図りながら、時代の要請に応える創意ある教育環境の整備充実に努めます。

【主な取組】

全ての子どもの学びの保障
時代の変化に対応した教育環境の整備
教職員の指導力の向上
地域と連携した取組の推進

第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興

【基本方針】

生涯学習社会の構築のため、学びの支援体制や機会・内容の充実に努めるとともに、地域力の向上を図ります。また、豊かな人間性や社会性をはぐくむため、地域で子どもたちを育成するための環境づくりを推進します。

【主な取組】

生涯学習支援体制の充実
学習機会や内容の充実
地域活動の充実
地域における子どもの健全育成
人権・同和教育の推進

第2章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

【基本方針】

優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的・創造的な活動の場の創出、文化財の保存・活用・継承に努め、文化・芸術を生かしたまちづくりを進めます。

【主な取組】

独自の文化・芸術の創造と発信
文化・芸術の振興と活用
文化施設の整備充実
文化財の保護・保存・活用
伝統的な芸能、行事の保存・継承

第3章 スポーツの振興

【基本方針】

市民のだれもが身近な所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参画できるよう生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの振興に努めます。

【主な取組】

生涯スポーツの推進
競技スポーツの振興
スポーツを指導・支援する人材の育成
スポーツ施設の整備
スポーツによるまちづくり

第4章 国際化の推進

【基本方針】

広く市民がグローバル化のメリットを享受できるよう、多様な文化とあらゆる国籍の人々との共生や国際交流、国際協力を通じて、グローバル人材の育成に努めます。また、市民との連携により、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進します。

【主な取組】

多彩な国際交流・国際協力によるまち・ひとの元気の創出
外国籍を有する市民も暮らしやすいまちづくり

第3部 安全・安心を身近に実感できるまちづくり（防災安全の確保）

第1章 防災力の向上

第1節 防災・危機管理体制の確立

【基本方針】

国土強靱化基本法の理念を踏まえ、強靱な地域づくりを計画的に進めるなかで、市民と行政、防災関係機関が一体となった総合的な危機管理体制の確立を目指し、危機管理意識の高揚を図るとともに、ハードとソフトの適切な組み合わせによる災害予防対策を推進します。

また、災害発生時に生命や身体の安全を確保するため、情報収集・伝達機能の強化や協力・支援体制の整備、ライフラインの確保に努めるとともに、これらをより効果的に機能させるために地域の防災力向上を図ります。

【主な取組】

危機管理意識の高揚
災害予防対策の推進
災害情報の収集伝達の迅速・的確化
緊急時協力体制の整備
ライフライン対策の充実
地域防災力の強化

第2節 治山・治水対策の充実

【基本方針】

台風や集中豪雨、地震などの自然災害に強い安全なまちづくりを目指し、保安林等の保全を図るとともに、河川改修事業や砂防事業等を促進します。

また、公共下水道を計画的に整備するとともに、雨水排水施設を効果的に整備し、浸水対策を推進します。

さらに、災害から人命や財産を守るため、ハード整備とソフト対策が一体となった減災に向けた取組を推進します。

【主な取組】

保安林等の保全
河川改修の促進
砂防事業等の促進
浸水対策の推進
減災に向けたソフト対策の推進

第2章 安全・安心な暮らしの確保

第1節 消防・救急体制の充実

【基本方針】

市民生活の安全を確保するため、火災予防を推進するとともに、消防力の強化と救急救助体制の充実を図ります。また、今後発生が確実視されている南海トラフ地震等の大規模災害時における体制の充実・強化を図ります。

【主な取組】

火災予防の推進
消防力の強化
救急救助体制の充実
大規模災害時の体制の充実・強化

第2節 交通安全対策の推進

【基本方針】

人と車の調和のとれた安全で快適な交通社会の実現を目指し、人優先の交通安全思想の普及徹底や交通安全環境の整備など、広範な交通安全対策を推進します。

【主な取組】

交通安全思想の普及・徹底
交通安全環境の整備
交通事故被災者対策の充実

第3節 防犯体制の強化

【基本方針】

安全で住みよい地域社会を実現するため、広報活動や地域における防犯活動を通じて、防犯意識の啓発と高揚に努めます。また、市民防犯団体の育成や防犯灯の設置などの防犯環境の整備を進め、行政、地域、関係機関が一体となった防犯体制の強化を図ります。

【主な取組】

防犯意識の高揚
防犯体制の強化

第4部 にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり（産業の振興）

第1章 特性を生かした生産業の展開

第1節 工業の振興

【基本方針】

既存産業の振興を基軸としながら、企業誘致の推進やさまざまな創業支援機関と連携した新たな産業の創業支援により、産業集積を推進します。また、中小企業における技術の高度化、経営の効率化の促進や、企業活動を支える人材の確保と育成の支援を実施し、企業の競争力の強化を図ります。

【主な取組】

高度技術に立脚した産業集積の推進
中小企業の競争力の強化

第2節 農業の振興

【基本方針】

優良農地の担い手への集積をはじめとする効率的な経営基盤の整備と安全・安心で魅力あふれる農畜産物の生産により、農業者の所得向上と競争力のある産地の育成を図ります。

また、観光や教育など多様な分野とも連携を深め、都市農村交流や食農教育の推進に努めるなど、農業・農村の多面的機能を生かし、市民一体となった持続可能な農業振興を図ります。

【主な取組】

多彩な都市型農業を支える人づくり
信頼され魅力あふれるものづくり
特性を生かした活力ある地域づくり

第3節 林業の振興

【基本方針】

森林が有する資源や多面的機能が維持、発揮できるよう、森林の利用と保全とのバランスを取りながら、森林の整備や保全を計画的に行います。

また、林業経営の安定化に向け、生産基盤と供給体制の整備や木質バイオマスの利用など木材の需要拡大を図ります。

【主な取組】

健やかな森林をはぐむ人づくり
森からの恵みがあふれるものづくり
次世代につなぐ地域づくり

第4節 水産業の振興

【基本方針】

豊かな水産資源を守り育てるための良好な漁業環境の確保や漁港・漁場などの基盤整備と後継者の確保・育成により、生産性が高く持続可能な漁業の振興に努めます。

また、多様化する消費者ニーズに即した供給体制の充実など、市民が安心して消費できる水産物の安定供給を目指します。

【主な取組】

明日の漁業を開く人づくり
信頼され魅力あふれるものづくり
豊かな海をはぐむ地域づくり

第2章 活気ある流通・サービス業の展開

第1節 商業・サービス業の振興

【基本方針】

商業・サービス業の活性化に向けて、人材育成などの支援を通じ経営基盤の強化を図ります。

また、創業支援などにより、店舗の集積を促進し、商店街の機能が最大限発揮できるように、商店街組織の機能強化を図ります。

さらに、刻々と変化する商業・サービス業の動向や課題を的確に把握するため、個々の事業者との意見交換の場を積極的に設けるとともに、商工会議所などの中小企業支援団体との連携を強化します。

【主な取組】

特色ある個店づくり
魅力ある商店街づくり
経営基盤の強化
創業支援
意見交換の場の充実

第2節 流通拠点の充実

【基本方針】

公設地方卸売市場は、市民へ生鮮食料品等を安定的かつ効率的に供給する流通拠点であることから、市場機能の充実を図ります。

また、本市が、環太平洋地域、アジアにおけるモノや情報の国際交流拠点及び東九州における広域流通拠点となるため、貿易を通じて人・モノ・情報の交流を促進する流通業務の集積により、物流の効率化を図る大分港大在コンテナターミナル及び大分流通業務団地を本市における流通拠点と位置付け、これらの機能の向上、活用促進及び連携強化を図ります。

【主な取組】

公設地方卸売市場の機能向上
大分港大在コンテナターミナルの活用促進
大分流通業務団地の活用促進

第3章 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実

【基本方針】

「雇用のミスマッチ」の解消に向けて就労機会の拡大を図るとともに、企業の人材確保・育成を支援することで、安定した雇用環境の構築に努めます。

また、中小企業勤労者に重点を置いた福利厚生の上を促進し、全ての勤労者が「働きがい」を実感し、安心して働ける良質な労働環境の整備を推進します。

【主な取組】

就労支援
勤労者福祉の充実

第4章 魅力ある観光の振興

【基本方針】

本市が有する観光資源の魅力再発見に努めるとともに、本市を訪れる人が「また来たい」と感じてもらえるような「おもてなしのまちづくり」に取り組みます。

また、県下の市町村や九州各都市等との広域的な連携を強めるとともに、本市を応援してくれる個人・団体・事業者・関係機関と協力し新たな魅力の創出に努めます。

こうした取組の中で醸成された本市の魅力を戦略的に発信し、国内外での大分市の知名度を高め、交流人口の増加を目指します。

【主な取組】

観光資源の魅力向上
豊の都市おおいたの魅力発信
観光振興に向けた連携

第5部 将来にわたって持続可能な魅力あふれるまちづくり（都市基盤の形成）

第1章 快適な都市構造の形成と機能の充実

第1節 計画的な市街地の形成

【基本方針】

超高齢社会の進展や人口減少社会を迎えるなか、コンパクトプラスネットワークによる都市構造の構築に向け、多様な生活サービス機能が集積した県都にふさわしい風格ある広域都心と、自然・歴史など地域の特性を生かした魅力ある地区拠点の形成を図ります。

あわせて、これら地区拠点を中心に幹線道路の整備や公共交通網の充実などにより地域間の連携を強化し、総合的かつ計画的な都市の骨格形成を推進します。また、人にやさしく美しい都市空間の創造を推進します。

老朽化が進んでいる橋梁やトンネルなどの都市基盤施設は、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を行い、長寿命化を推進します。

【主な取組】

風格ある広域都心と暮らしやすい地区拠点の形成
計画的な土地利用の推進
産業や生活を支える道路体系の確立
人にやさしく美しい都市空間の創造と整備
既存都市施設の計画的な維持管理

第2節 交通体系の確立

【基本方針】

市民、交通事業者、行政の連携のもとで、だれもが利用できる公共交通と自家用車や自動二輪車、自転車などの私的交通との最適な組合せを再構築し、持続可能な交通体系の確立を図ります。

【主な取組】

公共交通ネットワークの構築
公共交通の利便性の向上と利用促進
自転車等利用環境の充実
広域交通ネットワークの強化
交通渋滞の解消・緩和

第3節 地域情報化の推進

【基本方針】

ICTを活用し、国、県や他の自治体との連携も考慮しながら、安全で快適な市民生活の実現と、活力ある地域経済・産業の育成を図ります。

また、デジタルデバイドの是正に向けた取組を行うとともに、重要な個人情報などを扱う自治体として、情報セキュリティのより一層の充実を図ります。

【主な取組】

安心して健やかに暮らせる市民生活の実現
にぎわいと活力あふれる豊かな地域社会の実現
ICTを快適に利用できる情報活用能力の向上と環境整備
行政サービスの向上
行政事務の効率化

第2章 安定した生活基盤の形成

第1節 水道の整備

【基本方針】

快適で安定した生活を支えるライフラインとして、安全で良質な水の安定供給を図るための諸施策を着実に展開するとともに危機管理体制のより一層の強化を推進します。

【主な取組】

水道サービスの持続性の確保
水質の保全の確保
危機管理への対応の徹底

第2節 下水道の整備

【基本方針】

汚水処理及び雨水排除の基幹的施設としての公共下水道の計画的、効率的な整備とその普及啓発に努めます。

また、公共下水道等の整備計画区域外においては、浄化槽の普及を促進します。

【主な取組】

公共下水道の整備
公共下水道の維持管理
公共下水道の普及・啓発
浄化槽の普及促進と適正な維持管理の指導
危機管理対策

第3節 安全で快適な住宅の整備

【基本方針】

市民一人ひとりが豊かさを実感できる安全で快適な住みよい居住環境の創出を図ります。また、高齢者や障がいのある人等が安心して生活できる住まいづくりを進めるとともに、公営住宅等に対する多様なニーズに対応した良質な居住空間の形成を図るなど、各地域の特性に応じた住宅施策を計画的に推進します。

【主な取組】

暮らしを支える良好な居住環境づくり
安全・安心で快適な住宅の確保
公営住宅等の計画的な整備

第4節 公園・緑地の保全と活用

【基本方針】

市民の健康維持やコミュニティ活動・文化創造活動・スポーツ・レクリエーション等に活用できる良好な都市空間を確保するため、幅広いニーズに対応した利用しやすい公園・緑地の整備や維持管理に努めます。

【主な取組】

公園・緑地の整備と保全
公園施設の維持管理と美化活動の促進

第6部 自然と共生する潤い豊かなまちづくり（環境の保全）

第1章 豊かな自然の保全と緑の創造

【基本方針】

生命と暮らしを支える豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、自然は貴重な財産であるとの認識の普及に努め、保全を進めます。

また、市街地の緑化を進めることにより、身近に自然を感じられる環境を整えるなど、緑を活用した多様な空間づくりを推進します。

【主な取組】

自然の保全
緑の創出
自然保護意識の醸成

第2章 快適な生活環境の確立

第1節 廃棄物の適正処理

【基本方針】

ごみの発生抑制、減量化、再使用、再資源化を基本とした循環型社会の形成を図ります。また、豊かな自然や快適な生活環境を保つため、廃棄物の適正処理に努めるとともに、市民・事業者等との協働による地域に密着した美化運動を展開します。

【主な取組】

循環型社会の形成
まちの美化対策の推進

第2節 清潔で安全な生活環境の確立

【基本方針】

食品関連施設や生活衛生施設等の衛生を確保し、食の安全や衛生意識の高揚を図るとともに、動物愛護思想、ペットの適正な管理や飼育マナーについて啓発を行い、市民が清潔で安全に暮らせる生活環境の創出に努めます。

【主な取組】

衛生的な生活環境の確保
清潔な地域環境づくり
墓地の適正配置

第3節 公害の未然防止と環境保全

【基本方針】

環境の汚染防止と保全に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民、事業者、行政が一体となり、環境への負荷の少ない社会の構築を目指します。

【主な取組】

環境保全対策の推進
大気環境の保全
水環境の保全
騒音・振動対策
土壌汚染対策

第4節 地球環境問題への取組

【基本方針】

かけがえのない地球環境を次世代に継承するため、市民、事業者等と連携しながら、環境への負荷の少ないライフスタイルや事業活動など、温室効果ガスの排出を抑制する取組を推進します。

また、国際社会の新しい温暖化対策の枠組みの合意を踏まえ、広域的・国際的な連携のもと、低炭素社会の構築を目指します。

【主な取組】

地球環境への配慮と市民意識の高揚
地球温暖化対策
オゾン層保護対策
連携体制の整備